

令和3年6月16日

医学部分局・歯学部分局
各部及び同好会 主将・連絡担当各位
顧問教員各位（ご指導方よろしく申し上げます）

医歯薬学総合研究科等学務課 学生支援担当です。

現在、緊急事態宣言期間中はオンライン以外での課外活動が禁止されているところですが、課外活動再開のためには、添付の通知内容の手続きを必要としますので、お知らせします。

（課外活動の再開は、岡山県の緊急事態宣言が6月20日で解除されることが条件となります。）

課外活動再開のために必要な要件は、以下の2点です。

【要件1】

「2021年度正課外活動オンライン講習会／熱中症・新型コロナウイルス感染予防」の受講
(Moodle) <https://moodle.el.okayama-u.ac.jp/course/view.php?id=151252>

※原則として6月23日（水）までに、各団体の全構成員が講習会を受講し、アンケートに必ず回答してください。

【要件2】

「課外活動再開のための申請書」の提出

※添付の申請書様式に、必要事項を記載して、活動再開を希望する日（ただし、6月23日（水）以降とする。）の2日前までに、

メールで鹿田の学生支援担当（ishiyaku-g@adm.okayama-u.ac.jp）に提出してください。

※提出の際、申請書のファイル名に団体名を記載してください。

※2日前とは、休日を除いてカウントしてください。

（例：6/28（月）活動再開希望日→6/24（木）までに提出）

なお、活動再開後、各団体の活動時の際に記録していただいていた団体の記録と個人の記録については、引き続き必ず記録し、大学の求めがあれば提出してください。

万が一感染者が出た場合に、感染拡大を防ぐための重要な資料となりますので、必ずご協力をお願いします。

※本件に関するお問い合わせは、メールをお願いします。

岡山大学大学院医歯薬学総合研究科等学務課

教務グループ 学生支援担当

〒700-8558 岡山市北区鹿田町 2-5-1

E-mail ishiyaku-g@adm.okayama-u.ac.jp

令和3年6月16日

鹿田地区校友会クラブ・同好会幹部 各位

医歯薬学総合研究科等学務課
学生支援担当

課外活動再開のための手続きについて

公認団体のみなさんにおかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、長期間にわたる課外活動の自粛と感染症対策の徹底にご協力いただきありがとうございました。

現在、緊急事態宣言期間中であり、課外活動再開の日にはまだ確定していませんが、課外活動再開のために各団体に求める要件については、以下2点としますので、活動再開を希望する団体においては準備を進めてください。

【要件1】

「2021年度正課外活動オンライン講習会／熱中症・新型コロナウイルス感染予防」の受講 (Moodle)

<https://moodle.el.okayama-u.ac.jp/course/view.php?id=151252>

各団体の全構成員が講習会を受講し、アンケートに必ず回答してください。すでに、団体に所属している構成員については、原則として6月23日(水)までに受講してください。課外活動再開後、新入生が入部した場合は、入部後すぐに受講し、アンケートも回答してください。

※所属構成員全員の受講を確認するため、複数のクラブ・同好会に所属している場合は、複数回答してください。

【要件2】

「課外活動再開のための申請書」の提出

活動再開を希望する日(ただし、6月23日(水)以降とする。)の2日前までに別紙様式の申請書に必要事項を記載し、顧問教員の了解を得た上で、メールで鹿田の学生支援担当に提出してください。申請書の内容に問題があった場合のみ、鹿田の学生支援担当から連絡します。

※2日前とは、休日を除いてカウントしてください。

(例：6/28(月)再開希望日 →6/24(木)までに提出)

申請書提出先

医歯薬学総合研究科等学務課 学生支援担当 ishiyaku-g@adm.okayama-u.ac.jp

課外活動再開のための申請書

団体名	
代表者名	
代表者連絡先	【電話番号】 【メールアドレス】
顧問教員名	<input type="checkbox"/> 本申請書の内容について、顧問教員の了承を得ています。 (↑メール等で必ず了承を得て、チェックを入れてください)

1. 活動再開の希望について

※以下のチェックボックスのいずれかにチェックをしてください。

- 次の日にちから再開を希望する 月 日 (希望する日にちを記入してください)
- 当面の間、再開を希望しない

2. 大学が求める感染症対策について

本団体 は、大学が求める以下の感染症対策すべてについて、団体構成員全員に必ず周知し、遵守します。(感染症対策を遵守できる場合、団体名を記載し、以下のチェックボックスのすべてにチェックをしてください。)

【大学が求める感染症対策】

- 活動に参加する部員は毎日検温・記録し、以下の症状がある部員については、当日の活動を禁止する。
- ▼平熱以上の発熱又は咳・喉の痛み等の風邪症状
 - ▼倦怠感又は呼吸困難等の自覚症状
 - ▼嗅覚又は味覚障害の自覚症状
- 運動を伴う活動、楽器演奏、発声等を除いて、原則不織布マスク着用を義務付ける。
- いわゆる「3密状態」における活動を禁止する。
- 他者との連続接触や組み合う活動、向かい合って発声する活動を禁止する。
- 他者との距離は、可能な範囲で2 m (最低1 m) を確保する。

- 密集する施設や更衣室については分散利用する。
- 密閉する施設については、30分ごとに10分間は換気を行う。
- 当日の活動前と活動終了後（帰宅前）に、水と石けんを使用して30秒以上の丁寧な手洗いを
行う。（手指消毒薬の使用が望ましい。）
- 団体として、必要な消毒用品を準備し、用具、ドアノブ、スイッチ等については、使用前後に
消毒を行う。用具等については、使用前に消毒を行う。
- ゴミ（ティッシュペーパーやドリンクボトル等を含む）の処理・廃棄は、ビニール袋等に入れ
て、各自持ち帰る。
- 一般社団法人大学スポーツ協会または各競技連盟等のスポーツ活動再開ガイドラインを遵守す
る。
- 活動を行った日については、参加者の体温や健康状態、活動内容等を記載した団体記録と個人
記録を作成し、3か月間は保管し、大学からの求めがあれば、提出する。
- 活動への参加を希望しない者に対して、参加の強要を行わない。

3. 大学が定める禁止行為について

本団体 は、大学が禁止する以下の行為すべてについて、団体構成員全員に必ず
周知し、禁止行為を行いません。（禁止行為の内容を遵守する場合、団体名を記載し、以下のチェ
ックボックスのすべてにチェックをしてください。）

【大学が禁止する行為】

- 岡山県内外での合宿、岡山県外への遠征
- スポーツ大会、対外試合、学外者との練習試合、他大学との共同練習、コンサート、ライブ等へ
の出場・参加
- 本学校友会クラブ及び同好会の主催する前項のイベントや行事の開催
- 学内外における会食・飲み会・懇親会等
- 学内外における飲食・会食を伴う新入生勧誘活動
- 新入生勧誘活動のチラシ配布

4. 団体が定める感染症対策について

貴団体が定めて実施する独自の感染症対策について、部室や更衣室での三密回避法（分散利用や使
用方法の工夫等）、換気の頻度、大人数での飲食を行わせない対策など、貴団体の事情に照らして、
貴団体から感染者・クラスターを出さないための対策について、できるだけ詳しく記載してくださ
い。

（以下、感染症対策を詳細に記載）